

議案第5号

交野市基本構想審議会条例の一部を改正する条例について

交野市基本構想審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和3年2月24日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 次期交野市基本構想の策定に関し、交野市基本構想審議会及び交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を統合し、交野市基本構想及び交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に審議することで、より実効性があり、市民や職員にとって分かりやすい計画を策定したいため。

交野市基本構想審議会条例の一部を改正する条例案

交野市基本構想審議会条例の一部を改正する条例

交野市基本構想審議会条例（昭和４２年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、交野市基本構想及び交野市総合計画に関する事項」を「、次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 交野市基本構想（以下「基本構想」という。）に関する事。
- (2) まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第１０条の規定による交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に関する事。
- (3) 前２号に掲げるもののほか、基本構想及び総合戦略に関し、市長が必要と認める事。

第３条第２項第１号中「６人以内」を削り、同項第２号中「１０人以内」を削り、同項第３号中「４人以内」を削り、同項に次の１号を加える。

- (4) 関係機関及び団体の推薦する者

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和３年７月１日から施行する。

（交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の廃止）

- ２ 交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（平成２７年条例第１３号）は、廃止する。